

開発行為により帰属を受ける公園の設置基準

益城町

この基準は、開発行為により帰属を受ける公園、緑地または広場について都市計画法第32条の協議をするにあたり、ここに公園設置に関する基準を定める。

1. 公園を設置する位置

開発公園等を設置する場合、通行量の多い道路（国道・県道・町道）にはできるだけ接しないようにすること。また原則公園位置は、開発区域の中央とし、死角を作らないようにすること。避難所として利用しても、危険がない場所であること。

2. 公園の構造

公園内にむやみに車両が進入しないように、車止めの柵を入口に設けること。（ただし車椅子が通れる程度の間を取ること。）

公園の外周が道路や住宅の場合は、柵・塀・植栽等を設けること。

公園施設の構造に関しては、高齢者及び障がい者等の利用を十分に考慮し、「益城町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」に適合したものとすること。

3. 公園遊具設置基準

遊具の設置に関しては、開発公園の敷地面積応じて次に掲げる通りとする。

面積	遊具
200㎡未満	園名板 ベンチ 1基 スプリング遊具・鉄棒から1基
200㎡以上300㎡未満	園名板 ベンチ 1基 スプリング遊具・鉄棒から1基 滑り台・ブランコから1基
300㎡以上600㎡未満	園名板 ベンチ2基 スプリング遊具・鉄棒から2基 滑り台・ブランコから1基
600㎡以上	要協議

※複合遊具も規模及び設置基準が守られていれば要件を満たすこととする。

※園名板は、2重かんごうパネル型標識版（カプセルレンズ型）若しくは、アルミ基板に高輝度シートを張り付けたものとする。

■国土交通省が定める、都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき策定された、遊具の安全に関する基準に従い、個別の遊具毎の安全領域は必ず確保すること。

この基準に定めるもののほか必要な事項については、その都度協議を行うこと。

また、理由があり基準に沿わない場合は、理由書の提出後に協議を行うこと。

この基準は、平成25年11月1日より定める。